

「徳島文化芸術ホール(仮称)」整備事業公募型プロポーザル

要求水準書 新旧対照表

改訂日	該当箇所	旧	新
R3.6.28	P35 第3章3(4)⑤	駐車場の設置台数については、施設面積に応じた附置義務台数を定める「徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を遵守し、同条例において示す必要台数に加え、「警察車両用の駐車区画」を加えた台数を確保すること。	駐車場の設置台数については、施設面積に応じた附置義務台数を定める「徳島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」を遵守し、同条例において示す必要台数を確保すること。なお、別途整備方針を検討中である「警察車両用の駐車区画」については、設計の際に優先交渉権者と協議することを予定している。
R3.6.28	P57 第3章4(2) 活動部門	(追加)	【全般】 ①管理運営上支障のない場合は、本部門の一部を他棟に配置することは可能とする。
R3.6.28	P61 第3章4(3) 管理部門	(追加)	【全般】 ①管理運営上支障のない場合は、本部門の一部を他棟に配置することは可能とする。